

感染症について

ブルウミング保育園



★感染症の出席停止基準

以下の感染症に罹患した園児の登園基準を下記に定める。

① ～⑫については医師が発行する登園許可証が必要です。

- | | |
|------------------------------|---|
| ① <u>インフルエンザ</u> | 発症後5日が経過していること。解熱後3日が経過していること。の両方を満たしていること。 |
| ② <u>百日咳</u> | 特有の咳が消失するまで。 |
| ③ <u>麻疹（はしか）</u> | 解熱後3日を経過するまで。 |
| ④ <u>ポリオ（小児麻痺）</u> | 急性期の主要症状が消退するまで。 |
| ⑤ <u>流行性耳下腺炎（おたふく）</u> | 耳下腺の腫れが消失するまで。 |
| ⑥ <u>風疹（三日はしか）</u> | 発疹が消失するまで。 |
| ⑦ <u>ウイルス性肝炎</u> | 主要症状が消退するまで。 |
| ⑧ <u>水疱瘡</u> | 全ての発疹が瘡蓋になるまで。 |
| ⑨ <u>咽頭結膜熱（プール熱）</u> | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 |
| ⑩ <u>流行性結膜炎</u> | 治癒するまで。 |
| ⑪ <u>急性出血性結膜炎</u> | 治癒するまで。 |
| ⑫ <u>腸管出血性大腸菌感染症</u> | 菌が消失し、主治医の許可後 |
| ⑬ ヘルパンギーナ | 医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑭ 手足口病 | 医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑮ 溶連菌感染症 | 有効治療を始めてから2～3日経過していること。
その後の尿検査の結果を報告。 |
| ⑯ 嘔吐下痢症 | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑰ 感染性胃腸炎 | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑱ マイコプラズマ肺炎 | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑲ 突発性発疹 | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑳ ヘルペス性歯肉口内炎
(単純ヘルペス性感染症) | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ㉑ 伝染性膿か疹（とびひ） | 他人への感染の恐れがないと医師が認めたとき。 |





おねがい

お薬について

与薬は「医療行為です。」保育園では原則行うことは出来ません。しかし、やむを得ない場合にはご相談の上、与薬の可否を判断致します。(市販の物、又保護者の判断で持参したものは対応できません。)

<お持ち頂くお薬について>

- ・お薬は医師が処方したものに限る。
- ・お薬は必ず1回分(飲み切り)を当日分だけお持ち下さい。
- ・お薬手帳(薬剤情報提供書)をお持ち下さい。
- ・園指定の「投薬願い書」をお薬と一緒に毎回提出して下さい。
- ・お持ち頂いたお薬は必ず職員に手渡し下さい。(手渡し以外は受付ません。)

登園について ※別項の感染症対応もご確認ください。

登園前の体温が37.5℃以上ある場合には、登園をお控え下さい。

その他、感染が疑われる場合や嘔吐・下痢などが続いて集団生活が適切と思われない場合も登園をお控え下さい。

登園・降園について

登園・降園時のお子様のお引渡しは、必ず園玄関で保護者と職員の下おこなって下さい。玄関と駐車場・駐輪場は区分されており、お子様一人での行動は大変危険です。登園路・降園路も含めてお子様の手を離さないようお願い致します。また、未成年者の登降園の付き添いは禁止です。

原則としてお車での送迎はお控え下さい。やむなくお車をご利用の場合は園駐車場をご利用頂き、速やかにお願い致します。園の前面道路(周辺道路)は道幅が狭く通行人も多いため駐停車厳禁です。必ずお守り下さい。

お子様を乗者させる際は保護者が必ずシートに座らせ、降車させる際は保護者が必ず付き添い、乗降車ともにお子様が一になることがないよう保護者が安全確認をおこなって下さい。

※その他につきましては、入園が決まりましたら改めてお知らせ致します。